

包括利益を開示する場合の決算短信の取扱いについて

本通知は、上場会社が平成22年9月30日以後、かつ平成23年3月30日以前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表、又は、平成22年10月1日以後、かつ平成23年3月31日以前に開始する四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表について、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成22年内閣府令第45号）」（以下「改正府令」という。）の規定を早期適用し、包括利益を開示する場合の決算短信（通期・四半期）の作成及び開示に係る取扱いを示したものです。

改正府令の強制適用後（平成23年3月31日以後に終了する連結会計年度から）における決算短信の作成及び開示に係る取扱いについては、後日改めて通知します。

《サマリー情報における記載内容》

○ 包括利益の実績値の開示について

改正府令による改正後連結財務諸表規則等を早期適用し、決算短信に添付する財務諸表において包括利益を開示する場合、原則としてサマリー情報には以下の記載例のとおり、

「1. **年*月期の連結業績（1）連結経営成績」の欄外に包括利益の金額及び増減率を記載してください。

なお、前期分（四半期決算短信にあっては、前年同四半期分）については、財務諸表への注記内容に基づいて金額のみを記載してください（対前期増減率の記載は不要です。）。

<記載例：通期決算短信（抜粋）>

1. 22年9月期の連結業績（平成21年10月1日～平成22年9月30日）							
(1) 連結経営成績 （%表示は対前期増減率）							
	売上高		営業利益		経常利益	当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
21年9月期							
22年9月期							
	1株当たり 当期純利益		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円	銭	円	銭	%	%	%
21年9月期							
22年9月期							
(参考)	持分法投資損益	22年9月期	百万円	21年9月期	百万円		
(注)	包括利益	22年9月期	百万円	(%)	21年9月期	百万円	

○ 包括利益の予想の開示について

包括利益の予想値の開示は求めないこととします。

¹ TDnet オンライン登録サイトで作成するサマリー情報XBRLファイルでは、テキスト入力エリアに記載してください。

《決算短信に添付する財務諸表の取扱い》

○ 包括利益を開示する場合における財務諸表の取扱い

改政府令による改正後連結財務諸表規則等を早期適用する場合は、決算短信に添付する財務諸表も包括利益を開示した早期適用の内容を反映したものとしてください。

この場合は、従来の連結損益計算書に代えて、連結損益計算書・連結包括利益計算書（2 計算書方式を採用した場合）か、連結損益及び包括利益計算書（1 計算書方式を採用した場合）のいずれかを添付していただくことになります。

○ 包括利益を開示する場合の XBRL の取扱い

TDnetオンライン登録サイトで登録する連結財務諸表XBRLファイルについては、以下のとおりとなります。なお、個別財務諸表XBRLファイルについては従前どおりの扱いとなります。

(1) 2 計算書方式（連結損益計算書・連結包括利益計算書）

	摘 要 ²
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結包括利益計算書	表示情報ファイル ³ において包括利益計算書に係る設定をしないことに留意してください。
連結株主資本等計算書	
連結キャッシュ・フロー計算書	

(2) 1 計算書方式（連結損益及び包括利益計算書）

	摘 要 ²
連結貸借対照表	
連結損益及び包括利益計算書	既存の損益計算書に係る設定を使用することに留意してください。
連結株主資本等計算書	
連結キャッシュ・フロー計算書	

○ 包括利益に関する財務諸表注記の取扱い

包括利益に関する注記のうち、適用初年度に開示する直前連結会計年度における包括利益及びその他の包括利益の内訳項目の注記（改政府令附則第2条第2項）については、比較可能性の確

² 金融庁より公表されている平成22年3月11日付「2010年版EDINET タクソノミ及び関連資料の公表について」における「「包括利益の表示に関する会計基準」を適用した場合のXBRLにおける対応方法について」と原則として同様の取扱いとなります。ただし、2 計算書方式を採用した場合の連結包括利益計算書についてのみEDINETにおける取扱いとは異なり、HTMLファイルのTDnetへの提出は不要となりますのでご注意ください。

³ 表示情報ファイルの詳細については、金融庁から公表されているEDINET「提出書類ファイル仕様書」3章をご参照ください。

保の観点から、決算短信に添付する財務諸表においても必須とします。

また、その他の包括利益の内訳項目別の税効果の注記（改正連結財務諸表規則第69条の5第4項及び第69条の6第1項（四半期連結財務諸表規則において、この規定を準用する場合を含む。））及び組替調整額に関する注記（改正連結財務諸表規則第69条の6第2項（四半期連結財務諸表規則において、この規定を準用する場合を含む。））については、決算短信に添付する財務諸表への記載は任意とします。

以 上